

公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第18号

公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する規則（平成22年聖籠町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給等規則第31条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日」を「復帰した日、同日後における最初の昇給日（初任給等規則第31条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。